

山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、山梨県新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業の実施に当たり、必要な事項について定める。

(目的)

第2 令和4年3月末までに希望する県民への新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種（以下「ワクチン接種」という。）を終えることができるよう、ワクチン接種を行う集団接種会場に医療機関から時間外又は休日に医療従事者を派遣することによりワクチン接種の体制を強化することを目的とする。

(対象地域)

第3 令和3年7月27日付け医政発0727第16号・健発0727第4号・薬生発0727第6号厚生労働省医政局長、健康局長、医薬・生活衛生局長連名通知別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」の「3 事業内容」の「(9) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」の「エ 留意事項」の（ア）に定めるワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域は、次に掲げる理由により山梨県全域とする

- ・ 医療法に基づき厚生労働省が定める都道府県別の医師偏在指標において、本県が全国平均を下回る医師少数県であること。
- ・ 確保病床使用割合がステージIV相当に達したこと。

(対象事業)

第4 対象となる事業は、次のとおりとする。

1 事業内容

医療機関から時間外又は休日にワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣し、住民に対してワクチン接種を行う。

2 補助対象事業者

ワクチン接種を行う集団接種会場に医療従事者を派遣する県内医療機関

3 対象となる派遣の要件

ア 医療機関から時間外又は休日にワクチン接種を行う集団接種会場への派遣を対象とする。

イ 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに行われる派遣を対象

とする。

4 留意事項

ア 本事業における「時間外又は休日」とは、診療報酬の時間外加算又は休日加算を参考にして、「当該医療機関が表示する診療報酬以外の時間」又は「休日」が該当し、以下が標準となる。

- ・ 「時間外」は、概ね午前8時前と午後6時以降（土曜日の場合は、午前8時前と正午以降）及び休日以外の日を終日休診日とする医療機関における当該休診日を標準とする。ただし、標準によることが困難な医療機関等については、その表示する診療時間以外の時間をもって時間外として取り扱うものとする。
- ・ 「休日」は、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日とする。なお、1月2日及び3日並びに12月29日から31日までは、休日として取り扱うものとする。

イ 本事業における「集団接種会場」とは、新型コロナウイルスワクチンの集団接種を行う保健所、保健センター、学校及び公民館等が該当する。

ウ 本事業における「医療従事者」とは、医師、看護師、准看護師、歯科医師、臨床検査技師及び救急救命士が該当する。

(市町村の協力)

第4 県内市町村は、県からの求めに応じ、補助金申請内容の検証に資する情報を提供するよう努めるものとする。

附 則

この要綱は、令和3年10月14日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。